

新旧対照表

令和2年福山市告示第372号

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>2 中間検査を行う期間 <u>2021年(令和3年)1月1日から2023年(令和5年)1月31日まで</u></p> <p>3 中間検査を行う建築物の<u>用途及び規模</u> <u>次の(1)又は(2)に掲げる建築物の用途及び規模とする。</u> <u>(1) 棟ごとに新築する戸数が1の住宅(居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。)</u> <u>(2) 棟ごとに新築する階数が3以上の共同住宅(法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含むものを除く。)</u>又は長屋</p> <p>4 指定する特定工程 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 中間検査を行う期間 <u>2006年(平成18年)1月1日から2020年(平成32年)12月31日まで</u></p> <p>3 中間検査を行う建築物の<u>構造, 用途又は規模</u> <u>新たに建設する一戸建ての住宅の1の住戸(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く。)</u>とする。</p> <p>4 指定する特定工程 (略)</p>

項	建築物の構造	指定する特定工程
1	<u>木造その他これに類する構造</u>	<u>柱, はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事</u>
2	<u>鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄筋コンクリート造, 組積造, 補強コンクリートブロック造</u> <u>その他これらに類する構造</u> <u>(次の項に掲げるものを除く。)</u>	<u>2階の床(平屋の場合は屋根版)及びそれを支えるはりの配筋工事</u>
3	<u>プレキャストコンクリート造</u> <u>その他これに類する構造</u>	<u>屋根及びそれを支えるはりの取付工事</u>
4	<u>鉄骨造その他これに類する構造</u>	(略)
5	(略)	<u>屋根及びそれを支えるはりの工事</u>
6	(略)	(略)

5 指定する特定工程後の工程
(略)

項	建築物の構造	指定する特定工程
1	<u>木造</u>	<u>壁又は筋かいを入れた軸組みの設置工事</u>
2	<u>鉄筋コンクリート造</u>	<u>2階のはり及び床(平家については, 屋根床版)の配筋工事(配筋工事を現場で行わないものは, 2階のはり及び床版の取付け工事)</u>
3	<u>鉄骨鉄筋コンクリート造</u>	
4	<u>鉄骨造</u>	(略)
5	(略)	<u>2階の床の工事(平家については屋根の工事)</u>
6	(略)	(略)

5 指定する特定工程後の工程
(略)

項	建築物の構造	指定する特定工程後の工程
1	<u>木造その他これに類する構造</u>	(略)
2	<u>鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄筋コンクリート造, 組積造, 補強コンクリートブロック造</u> <u>その他これらに類する構造</u> <u>(次の項に掲げるものを除く。)</u>	<u>2階の床(平屋の場合は屋根版)及びそれを支えるはりのコンクリート打込工事</u>
3	<u>プレキャストコンクリート造</u> <u>その他これに類する構造</u>	<u>屋根及びそれを支えるはりの取付工事の接続部が隠れることになる工事</u>
4	<u>鉄骨造その他これに類する構造</u>	(略)
5	(略)	<u>屋根及び壁の外装工事又は内装工事(屋根ふき工事又は構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。)</u>
6	(略)	(略)

項	建築物の構造	指定する特定工程後の工程
1	<u>木造</u>	(略)
2	<u>鉄筋コンクリート造</u>	<u>2階の床及びはり(平家については, 屋根床版)のコンクリート打込み工事(コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては, 壁の外装工事又は内装工事)</u>
3	<u>鉄骨鉄筋コンクリート造</u>	<u>又は内装工事)</u>
4	<u>鉄骨造</u>	(略)
5	(略)	<u>壁の外装工事又は内装工事(構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。)</u>
6	(略)	(略)

(3) 削る

(3) 2006年(平成18年)1月1日から2011年(平成23年)12月31日までの間に、法第6条第1項の規定により確認の申請書が提出された建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類が提出された建築物については、同年11月8日福山市告示第705号による改正後の3及び5の規定にかかわらず、なお従前の例による。